

社会福祉法人 うらわ学園

事業継続計画（BCP）

—自然災害発生時対応編—

令和5年12月策定（第1版）

法人名	社会福祉法人うらわ学園
種別	指定障害福祉サービス事業所
代表者・管理者	理事長 平沼 智
所在地	さいたま市浦和区領家1-5-20
電話番号	048(886)7210
FAX番号	048(886)7963

自然災害発生時における業務継続計画

社会福祉法人うらわ学園

第1章 総則

社会福祉法人うらわ学園において事業継続計画（BCP）を策定・運用する目的及び、当法人の特性を踏まえた緊急時に事業継続を図る上での基本方針を以下のとおりとする。

1 目的

①利用者にとって

当法人は、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型・週T労定着支援、特定相談支援の障害福祉サービスを提供している。南海トラフ地震や台風、豪雨などの災害発生によるサービス停止は、利用者の生命の危険や機能低下をもたらす恐れがあるため、災害時であっても命にかかわる最低限のサービスについては継続していく必要がある。

②職員にとって

災害発生時にも事業を継続することにより当法人の経営を健全に保つことは、職員の雇用を守る上で重要である。また、災害時の職員の安全の確保に関しても、本BCPの中で併せて検討することにより職員の安全・安心や法人への帰属意識向上に繋がる。

③地域にとって

当法人は、さいたま市浦和区に位置し、地域の活動（うらわカフェなど）に精力的に参加するなど、日頃から地域と協力し活動を行っている。このBCPの中で、災害時の対応方法や地域との連携について検討することにより、地域の災害対応力向上に寄与することができ、地域における当法人の存在感の向上に繋がる。

④取引先にとって

本BCPの中で、災害発生時に必要となる人員や物資などの必要資源や対応方法を検討することにより、当法人と取引先相互の事前対策実施や協力体制の構築に繋がる。

2 基本方針

①優先して行う業務

- ・利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とし、その他の業務は縮小または休止する。
- ・復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

②地域への協力

- ・地域の災害時要配慮者は原則受け入れる。
- ・近隣住民事業所が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助、支援活動を実施することとする。

③行政との協力

- ・さいたま市と連携し、福祉避難所としての機能を可能な範囲で果たす。
- ・外部からのボランティアを受け入れるための体制を早期に構築する。

3 主管部門

本計画の主管部門は、防災PTとする。

第Ⅱ章 BCP の策定・運用・対策本部体制

当法人の、「BCP の策定体制」、「平常時におけるBCP の運用推進体制」、及び「緊急時における対策本部体制（代行者を含む）」は以下のとおりとする。

1 BCP 策定体制（BCP を策定する体制）

BCP 策定委員会において検討する。

役割	役職	担当者数
責任者	理事長	1名
策定事務局	事務長	1名
策定メンバー	業務執行理事（常勤の場合）	1名
	園長（施設長）	1名
	サービス管理責任者	2名

2 平常時におけるBCP の運用推進体制

年数回開催する防災委員会において推進する。

役割	役職	担当者数
責任者	理事長	1名
副責任者	園長（施設長）	1名（兼務あり）
推進チーム	業務執行理事（常勤の場合）	1名
	事務長	1名
	サービス管理責任者	2名
	防災PT担当	3名

3 災害対策本部体制（BCPを発動して事業継続をする体制）

役割	担当者
責任者	理事長
災害対策本部長	園長（施設長）（代行者：業務執行理事）
対策本部事務局班	事務長・事務室
施設管理班	サービス管理責任者・防災PT
救護支援班	サービス管理責任者・保健PT
利用者対応班	各事業主任・作業責任者・行事PT
連絡調整班	広報PT・研修PT

第Ⅲ章 配備体制

区分	基準	参集対象者	主な活動
第1配備	さいたま市で震度5強の地震が発生した場合。 南海トラフ地震に関する情報が発表され、震度5強以上の地震が発生する可能性が強まった場合	管理職 職員の半数程度 (市内在住の職員) ※発災時に明らかに参集不可能な職員は除く。	・利用者の安全確認 ・設備点検 ・被害状況確認 ・各機関との連絡調整 ・BCP発動の検討
第2配備 (BCP発動)	震度6弱以上の地震が発生した場合。	管理職 全職員 ※発災時に明らかに参集不可能な職員は除く。	・災害対策本部設置 ・利用者の安全確認 ・設備点検 ・被害状況確認 ・BCP体制の構築

第Ⅳ章 災害対策本部各班の任務と担当業務

1 責任者、災害対策本部長

【任務】災害対応や事業継続を行うための方針決定や指揮統制を行う。

●責任者:理事長

・BCP を発動する判断をする

○災害対策本部長:園長(施設長)(代行者:業務執行理事)

・災害対応や事業継続の方針や指揮統制の決定権者

・災害対策本部会議の招集

2 対策本部事務局班

【任務】災害対策本部長の直接的な指揮下にあり、各班の業務遂行状況等の情報収集や進捗管理等を行い、その情報を責任者に報告する。

また、災害対策本部での決定事項を各班に伝達する。

<担当者> 事務長、事務室2名

<担当業務>

・情報収集と進捗管理、収集した情報の整理

・災害対策本部の運営と決定事項の伝達

・各班の実施業務及び配置する人員の調整 ・資金管理、支払い、調達

3 施設管理班

【任務】被害状況の確認と応急対応や被害個所の復旧対応などの業務を行う。

<担当者> サービス管理責任者・防災PT

<担当業務>

・施設と施設周辺及びライフラインの被害状況の調査把握

・危険個所の応急対応及び被害個所の復旧対応(業者への依頼)

・各班の必要物資の把握及び物資の調達、受入れ

4 救護支援班

【任務】医務看護業務の継続的な提供及び負傷者の手当てを行う。

<担当者> サービス管理責任者・保健PT

<担当業務>

・負傷者の応急手当て

・医療機関との連絡調整

・医務関連業務で定めた優先業務の実施 ・利用者の健康状態の把握

5 利用者対応班

【任務】利用者・家族の安否確認及びボランティアの受け入れ業務を行う。

<担当者> 各事業主任・作業責任者・行事PT

<担当業務>

- ・利用者・家族との連絡調整、利用者・家族の被害状況の把握
- ・必要なサービスの提供・調整など行う
- ・ボランティアの受け入れ

6 連絡調整班 広報PT・研修PT

【任務】職員・家族の安否確認や外部機関（行政、自治会）との連絡調整に関する業務を行う。

<担当者> 広報PT・研修PT

<担当業務>

- ・職員、職員家族の安否確認
- ・地域の要配慮者の受け入れ（福祉避難所の開設）
- ・行政関係機関（さいたま市、社会福祉協議会）との連絡調整
- ・自治会・地域住民との連絡調整
- ・ホームページの更新など外部への情報発信
- ・SNS の発信、総合窓口

第Ⅴ章 災害時対応体制

1 BCP発動基準

さいたま市で震度5強の地震が発生した場合。または、南海トラフ地震に関する情報が発表され、震度5強以上の地震が発生する可能性が強まった場合は、責任者がBCP発動を検討する。さいたま市で震度6弱以上の地震が発生した場合。災害対策本部を設置し、BCPを発動する。

BCPが発動された場合、まず初動対応に沿って対応し、初動対応が完了した後、BCPに沿って行動を行う。

2 災害時対応拠点

災害時対応拠点となる災害対策本部の設置場所について、以下のとおり定める。

うらわ学園 事務室

所在地 埼玉県さいたま市浦和区領家1-5-20

耐震性 有(鉄骨構造)

電話番号(固定) 048-886-7210

FAX番号 048-886-7963

メール f-uragaku@educet01.plala.or.jp